

議案第36号 小松島市道路占用料条例の一部を改正する条例について

小松島市道路占用料条例(昭和36年小松島市条例第19号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、その同意を得た占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、かつて書きを除く前項本文の規定により算定した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定した占用料の額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、その同意を得た占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、かつて書きを除く前項本文の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定した占用料の額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。</p>	改正